

＜引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について＞

平成 26 年 4 月 1 日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位：千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和 2 年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	52,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	568,696

【社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位：千円】

予 算 科 目			対象経費	財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一 般 財 源	
款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金(社会 保障財源化 分)	その他
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	68,117	31,144	0	0	6,228	30,745
民生費	社会福祉費	老人福祉費	131,182	3,580	0	4,434	11,995	111,173
民生費	社会福祉費	障害者福祉費	179,287	118,952	0	1	16,394	43,940
民生費	社会福祉費	後期高齢者医療費	31,539	17,782	0	0	2,884	10,873
民生費	児童福祉費	児童福祉総務費	23,278	5,802	0	0	2,128	15,348
民生費	児童福祉費	児童措置費	81,615	69,045	0	0	7,463	5,107
民生費	児童福祉費	母子福祉費	680	340	0	0	62	278
衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	811	555	0	64	74	118
衛生費	保健衛生費	予防費	52,187	1,486	0	5,143	4,772	40,786
合 計			568,696	248,686	0	9,642	52,000	258,368

※一般職人件費・一般事務費は除く。